

埼玉県公安委員会告示第235号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年11月4日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

施設の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
三共自動車教習所	代表者の氏名	森田 岳文	森田 精一郎